

沖縄県諮問土第 21 号

沖縄県都市計画審議会

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項に基づき、次の事項について付議します。

- 議案第1号 那覇広域都市計画道路の変更
「1・4・3号 宜野湾道路ほか2路線」
中部広域都市計画道路の変更
「1・4・1号 宜野湾道路ほか1路線」
- 議案第2号 那覇広域都市計画区域区分の変更
「真栄里地区、板良敷沿岸線沿道地区」

令和 5 年 12 月 27 日

沖縄県知事 玉城 康裕

